

**固定資産税評価額が100万円以下の土地／共有名義の土地でその持分割合の評価額が100万円以下の場合**

登録免許税が「免税」となる。

横浜など首都圏では100万円以下の土地はほとんどないのではないかとと思われるかもしれませんが、ケースによっては免税措置に該当する場合があります。

<マンションの敷地など共有名義の土地が複数ある場合>

例) 10個の土地（持分価格がすべて100万円）を敷地とするマンションの所有者に相続が発生

免税措置以前
全部の土地の評価額を合算。その持分割合を乗じて登録免許税を算出 土地の評価額の総額は1000万円 登録免許税は4万円となる（固定資産評価額の0.4パーセント）



現在
免税のため登録免許税は0円

本制度は今年の4月1日から開始されましたが、「一部の司法書士を含め知らない方が多いので、登録免許税の還付事案が増え法務局の事務処理に支障を来している」との情報もあります。

この減免措置は令和7年3月末までの予定ですが、相続登記義務化の開始の際には、さらに期間が延長されたり、新たな減税措置も考えられます。当所では関連法令の情報をしっかりキャッチし、相続登記促進に貢献をしております。



**地域活動のご紹介** 地域から信頼され、必要とされる土業であり続けるために・・・

2001年の開業以来、多大なお力添えをいただいている地域への恩返し、そして地域がますます元気で豊かになってほしいという思いから地域活動を行っています。また、多岐にわたる司法書士業務において一事務所だけではお客様に対して質の高いサービスを提供できないので、行政や福祉、地域企業とよりよいネットワークづくりに力をいれています。活動の一部をご紹介します。



**お寺deこらぼプロジェクト「経営者向け寺院ビジネス交流会」**

清水が代表を務める弁護士、税理士等11の土業グループ「LTR」では複数のお寺のご住職と共に「経営者の学び×交流×非日常の場としてのお寺」をコンセプトにビジネス交流会を今年の2月（南区の光明寺）から始めました。

2回目の8月は「田谷の洞窟」で有名な栄区の「定泉寺」で開催しました。座禅、住職の法話のあと、洞窟内をロウソクの灯りを頼りに皆で巡りました。

経営者は仕事上の経験を学びとして昇華するだけではなく、仕事以外の場面での様々な経験や人との出会いを通じて素養を磨く必要があります。会社や地域の未来を灯すための自己鍛錬の場、そして体験を共にすることで参加者同士が関係性を深め、新たなコラボレーションにつながるキッカケづくりの場となっています。

本プロジェクトは、寺院が以前のように地域の人たちの心の拠りどころ、地域コミュニティの中核的存在としての役割を取り戻し、「地域に開かれたお寺」としてにぎわいを取り戻すことも目指しています。将来的には経営者だけではなく地域の人たちが参加できるような企画も思案中です。